

東急バス 国内募集型企画旅行条件説明書

お申込みいただく前に、この旅行条件説明書を必ずお読みください。

本旅行条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 企画旅行契約

- この旅行は東急バス株式会社（東京都知事登録旅行業第2-3132号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- 旅行契約の内容、条件は、パンフレットまたはホームページ、本旅行条件説明書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社」といいます。）は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出とお1人様につき旅行代金の20%以上の申込金のお支払いが必要です。申込金は、「旅行代金」「取消金」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点で旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出して頂きます。この期間内にお客様が申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- お申込みをされたときは、取引条件説明書記載の旅行条件、及び旅行手配のため必要な範囲内の運送、宿泊機関・保険会社等への個人情報の提供について同意を頂いたものとみなします。
- 旅行契約は、上記(2)(3)の場合、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- お申込みの段階で、満席その他の事由により直ちに旅行契約が締結できない場合、当社らはお客様の承諾を得て、お待ち頂ける期限を確認の上お客様の予約待ちを登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合、当社らは預り金を申し受けず。但し、予約待ちの登録は予約完了を保证するものではありません。「当社らが予約可能となった旨を通知する前にお客様より予約待ち登録解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該預り金を全額払い戻します。予約待ち登録の契約は、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときに成立し、預り金を申込金に充当するものとします。

3. 申込条件・参加条件

- 特定のお客様を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
- お申込み時点で20歳未満の方は、一定の場合を除き親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、お体が不自由な方、高齢の方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方はお申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、健康アンケート又は医師の診断書を出して頂くことがあります。また、いずれの場合も、旅行内容、現地事情や運送・宿泊機関等の状況によりお申込みをお断りさせて頂くか、同伴者の参加、内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により保護を要する状態にあると認めるときは、当社は必要な措置を取ることがあります。これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、別途条件でお受けすることがあります。また、お客様の都合より旅行の行程から離脱する場合は、その旨及び帰りの有無・予定日時等について、必ず当社もしくは添乗員にご連絡ください。
- お客様が旅の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき、その他当社の業務上の都合があるときはお申込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と確定書面（最終日程表・クーポン類）の交付

- 当社らは、お客様に、旅行契約後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件を記載した契約書面をお渡しいたします。但し、既にお申込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、パンフレットまたはホームページ、本旅行条件説明書等により構成されます。
- 確定した旅行日程、主要な運送機関及び宿泊機関の名称等が記載された確定書面（最終日程表またはクーポン類）は、旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の場合には、旅行開始日にお渡しする場合があります。なお、確定書面お渡し前であっても、問い合わせを頂いた場合は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金とお支払い方法

- 旅行代金とは、契約書面に旅行代金として表示した代金と追加代金として表示した代金の合計金額から、同じく契約書面に表示した割引代金を差し引いた金額をいい、これが「申込金」「取消料」「違約料」及び「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払い頂きます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

- 航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。）
 - 宿泊料金及び税・サービス料金
 - 食事料金及び税・サービス料金
 - 観光料金（バス等の料金、ガイド料金、入場料金等）
 - 持込手荷物料金（各種運送機関で定めた持込手荷物料金の範囲を超えないもの）
 - 団体行動中の心付
 - 添乗員同行コースの添乗員同行費用
 - 空港施設使用料
- *上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

第6項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超えるもの）
- クリーニング代、電話料、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用
- ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等
- お一人部屋を使用される場合の追加料金
- 希望者のみが参加するオプションツアーの代金
- 傷害・疾病に関する医療費・保険料等

8. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変更等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額の範囲内で旅行代金を変更します。但し、これにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- 第8項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が変動したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（以下「予約超過」といいます。）による変更の場合を除き、当社はその変動差額の範囲内で旅行代金を変更します。この「旅行実施に要する費用」には、当該契約内容の変更により提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料・その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更します。

10. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の用紙に必要事項を記入の上当社に提出して頂きます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払い頂きます。
- 当社は、利用運送・宿泊機関等が旅行者の交替に応じないなどの理由により、当該交代をお断りする場合があります。
- 旅行契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

11. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様による解除

- お客様は、次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社らは既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内における旨をお申し出いただいた時を基準とします。

a) 貸切船舶利用以外のコース

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目にあたる日以降）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後または無運送不参加の場合	旅行代金の100%

b) 貸切船舶を利用するケース

当該船舶に係る取消料の規定によります。

- * 特定コースについては、当該コースのパンフレット・旅行条件書記載の旅行条件によります。
 - * 当社の責にのらない各種ローンの取扱い上及び渡航手続上の事由により契約を解除される場合、またお客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も、上表の取消料をお支払い頂きます。
 - イ. お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合は、当初の旅行契約を解除し、新たな旅行をお申込み頂くこととなります。また申込人員から一部の人数を取り消される場合も取消料の対象となります。この場合当社は、本号①アの旅行契約の解除期日に基づく取消料を申し受けます。
 - ウ. 以下に該当する場合、お客様は取消料なしで旅行契約を解除できます。この場合は、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
- 第8項に基づき、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第16項表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - 第9項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
 - 第4項(2)の期日までに最終日程表もしくはクーポン類を交付しなかったとき。

②当社による解除

- お客様より第5項(2)に規定する期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合は、本項(1)の①アに規定する取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。
 - 以下に該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合は、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。
- お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに、旅行の中止をご連絡します。
 - スキーマを目的とする旅行における降雪量などの旅行実施条件であって、契約の際に明示したものが成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(2) 旅行開始後

①お客様による解除

- お客様の都合で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、又は途中離脱されたときは、お客様の権利放棄とみなし、当社は一切の払い戻しをいたしません。
- イ. お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったときは、お客様は当該受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなかった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。（当社の責に帰すべき事由によることを除きます。）

